



# 衆議院憲法調査会ニュース

H15.6.6 Vol.55 Ver.2.1

第156回国会

発行：衆議院憲法調査会事務局

## 6月5日に開会された小委員会

統治機構のあり方に関する調査小委員会

基本的人権の保障に関する調査小委員会

### 統治機構のあり方に関する調査小委員会(第4回)

〔テーマ〕財政(特に、会計検査制度と国会との関係(両院制を含む))を中心として)

参考人：窪田好男君  
(神戸学院大学法学部法律学科助教授)  
桜内文城君(新潟大学助教授)

質疑者

葉梨 信行君(自民)	古川 元久君(民主)
斉藤 鉄夫君(公明)	武山百合子君(自由)
山口 富男君(共産)	金子 哲夫君(社民)
井上 喜一君(保守新党)	伊藤 公介君(自民)
島 聡君(民主)	福井 照君(自民)

質疑終了後、自由討議

### 窪田好男参考人の意見陳述の概要

#### 1. 政策評価とそれが注目される背景

- 政策評価には、(a)ある政策について有効性、費用対効果、弊害の有無等について測定し、その結果を後の政策にフィードバックするという類型と、(b)自由、平等、民主主義等広く社会に認められた価値に照らして政策の目的や方針を評価するという類型とがある。
- 近年、政策評価が注目される背景として、(a) アカウンタビリティの重視、(b)政策の効果等が不確実な中での政策決定の必要性、(c)主権者国会、国会 内閣、内閣 官僚の関係を、プリンシパル(本人) エージェント(代理人)の関係としてとらえるモデルにおける本人による代理人の統御の必要性の三つが挙げられる。

#### 2. 国会において政策評価が必要とされる理由

- 会計検査院は、従来、正確性、合規性の観点を中心として検査を行ってきた。近年はそれらに加えて、3Eと呼ばれる経済性(economy)、効率性(efficiency)、有効性(effectiveness)の観点からも検査を行っており、一般的には、会計検査院が政策評価機能を担うことが期待されている。
- しかし、国会・内閣に比して民主的正当性に劣る会計検査院による政策評価には、国会・内閣

の政策決定権に介入するのではないかとの疑問があること等から、国会自身が政策評価を行うべきであると考え。

#### 3. 民主党の行政監視院法案

- 平成9年、民主党が国会に提出し廃案となった行政監視院法案(米国会計検査院(GAO)をモデルとしたいわゆる「日本版 GAO 法案」)には、次の点で民主党の政策評価に対する「誤解」があった。すなわち、(a)政策評価を内閣の責任追及のツールとしていること、(b)議会の附属機関が、法律の制定・改廃等についての意見具申ができるとしていたが、これは当該機関があたかも裁判官のように判断することを意味し、こうした判断に国会・内閣を従わせるのは現実的ではないこと等である。

- 他方、自民党には、政策評価に対する「無理解」があった。すなわち、自民党は、政策決定については官僚から情報の提供を受ければ十分であり、国会に政策評価機関を設ける必要はないと考えていたが、政策決定には絶対の真理はなく、政策決定の責を担う国会は、省庁から提供されたデータを国政全体の舵取りという国会独自の観点から、総合・分析する必要がある。

#### 4. 国会の附属機関としての政策評価機関

- 行政監視院法案の代わりに成立したのが、決算行政監視委員会の設置等を内容とする国会法等の改正である。しかし、同委員会の審議は、責任追及の場として決算審査を用いていること、議員自らの調査に基づく審査が行われていないこと等の問題があると指摘されている。
- こうした問題を踏まえれば、政策評価に係る議員の活動を補佐する国会附属機関が必要であるが、その際、米国の制度で参考となるのは、GAOではなく議会予算局であると考えられる。
- 政策評価を行うのは議員自身であるが、その際の有効性の測定等は、高度な専門性を要する技術を必要とするものであり、議員による政策評価を専門的立場から補佐する機関として、国会に政策評価機関(CBO)を設置すべきである。

#### 5. 参議院を決算審査=政策評価のための院にする改革案に対する評価

- 最近、衆参両院の役割分担の観点から、憲法改正によって参議院を決算審査=政策評価のための院にしてはどうかという主張が見られるが、この主張が妥当であるかについては、参議院の選挙制度の在り方や地方分権と両院制の関係等

を踏まえ、慎重な検討が必要である。仮に、そうした改革を行うにしても、先に述べた意味での政策評価についての附属機関がなければ、それは十分に機能しないと考えられる。

## 桜内文城参考人の意見陳述の概要

### 1. 憲法を考える視点

・憲法を考える際の視点としては、(a)制度派のアプローチ、(b)比較憲法のアプローチ、(c)歴史学派的アプローチがあるが、基本的には、(a)に依拠しつつ、現実への適合性等の観点から(b)、(c)をも踏まえ、公会計の観点から、「国会の意思決定と財政システムのあり方」について意見を述べる。

### 2. 公会計とは何か

・「公会計」とは、利益の獲得を目的とせず、又は利益の多寡が成果の評価基準とはならない公共部門における経済主体の全般(中央政府、地方公共団体、特殊法人等)を対象とする会計技術・手法をいう。

・公会計制度は、(a)国家の意思決定を財務面から規律するガバナンス構造の設計そのものに関連するとともに、(b)政府の受託者責任を明らかにする制度的インフラとして機能する。

### 3. 政府と国民の関係の基本構造/国民の位置付け

・国民は、委託者として政府(受託者)に対して納税を行うと同時に、現役世代のみならず将来の納税者である将来世代をも含めて、政府の財政活動の受益者として位置付けられる。政府の受託者責任は、アカウントビリティによる報告が国民(委託者)によって了承されることによって解除される。

・日本国憲法も社会契約としての信託説の系譜に連なるものであり、そのことは前文第1段や11条後段に現れている。

・憲法上の統治機構とは、受益者たる国民の利益を守るための国家のガバナンス構造を規定するものである。

### 4. 財政立憲主義/民主制の二つのモデル/旧憲法下の財政システムとの比較/パブリック・ガバナンス

・明治憲法の財政システムは、国民の登場しないシンプルなガバナンス構造であった。

・これに対し、現行憲法の83条の財政立憲主義には、「国会・内閣」のガバナンスと「国民政府(国会・内閣)」のガバナンスという二重のガバナンス構造が存在するが、前者は強化されたものの、後者は納税者としての国民ないし受益者としての将来世代の国民の利益を守るものとして不十分である。

・内閣と国会との間のガバナンスが強化された財政立憲主義の下、「直接参加モデル」(強いガバナンス)では、受益者・委託者としての国民は、意思決定者たる国会(受託者)と完全に一体化しているとみなされるため、政府(国会・内閣)

と国民との間でのガバナンスは、不問とされる。

・意思決定者と意思決定者以外に分化する民主制の「間接参加モデル」(弱いガバナンス)においては、時間軸上の資源配分という観点から、予算編成を行う受託者としての政府(現役世代のみからなる内閣・国会)と、現役及び将来世代の国民(受益者)に分化する。この場合、公会計制度を確立し、意思決定者たる政府の受託者責任の明確化を通じて、政府と国民の間のガバナンス(財政運営上の意思決定の規律付け、適正化=パブリック・ガバナンス)を強化する必要がある。

### 5. 財政運営を適正化する財政システム

・財政立憲主義は憲法上の大原則であるが、その形式的な適用だけでは、将来世代を含む受益者たる国民の利益を守ることはできない。財政運営上の意思決定者(現役世代)の受託者責任を明らかにすることを通じてパブリック・ガバナンスを強化し、将来世代を含む受益者たる国民の利益を保護すべきである(財政立憲主義の実質的補完)。

・具体的には、(a)公会計の整備(将来世代の声なき声の反映等)、(b)財政規律の確保、行政評価との連携、(c)予算を「経常収支勘定」と中長期的な影響の大きい「資本的収支勘定」とに区分する複会計制度等の導入、(d)財政面における国家緊急権の明記が必要である。

### 6. 二院制・会計検査制度との関連

・「将来世代の代弁者」としての役割を果たす機関又は将来世代の利益を反映することができる財政システムを設計する必要がある。具体的には、(a)参議院を特定の選挙区を持たない憲法上の独立機関とすること、(b)中長期的な視点からの財政運営について、参議院の予算編成上の権限を強化すること(単に決算審査の権限を強化するのでは足りない。)、(c)会計検査院を、一定の中立性を保ちつつ、国会に属する機関とすることが考えられる。

## 窪田好男参考人及び桜内文城参考人に対する質疑の概要

### 葉梨信行君(自民)

<両参考人に対して>

・両参考人からの指摘を踏まえた上で衆参両院の機能分担を考えるに当たっては、参議院の選挙制度の在り方をも検討する必要があると考えるが、この点について、どのように考えるか。

・私は、衆議院は予算、参議院は決算という役割分担を前提に、会計検査院を組織替えした上で参議院の附属機関とすることを考えているが、この点についてどのように考えるか。

### 古川元久君(民主)

<窪田参考人に対して>

・民主党提出の行政監視院法案には「政策評価に

に対する誤解があった」との指摘を受けたが、この法案は、会計検査院が憲法上独立の機関とされていること、欧米のように政策立案を担う独立系シンクタンクがないことを踏まえ、現行憲法の枠内で、与野党の両方が政策立案能力を持つことのできる仕組みとして行政監視機関の設置を提案したものである。憲法改正を視野に入れた場合、参考人の提案する国会の附属機関としての政策評価機関とは、会計検査院を国会の下に設置することとなるのか、それとも、会計検査院とは別に議会の中に米国の議会予算局のような機関を設置することとなるのか。

< 桜内参考人に対して >

- ・政治不信の中心は、税の無駄遣いである。税がきちんと使われるのであれば、国民は、税の負担を拒否しない。新しい国の形、新しい憲法を考える上では、税が適切に使われる仕組みが大事であり、予算編成システムについては、憲法上に、現行よりも具体的な規定を設けることが適当なのではないかと考えるが、いかがか。

斉藤鉄夫君(公明)

< 窪田参考人に対して >

- ・中山会長もメンバーであった超党派の「科学技術と政策の会」において、科学技術基本法と科学技術評価法を提唱したことがあるが、前者は成立したのに対し、科学技術そのものの評価や科学技術関連予算の執行に対する政策評価を内容とする後者は、成立を見なかった。その際、政策評価は、公開の場における議論になじまず、目利きを必要とする職人的な営みであるとの声も聴かれたが、その点について、参考人はどのように考えるか。

< 両参考人に対して >

- ・最近話題となっている政党等が政策をとりまとめた「マニフェスト」について、意見を伺いたい。

< 桜内参考人に対して >

- ・参考人は、現行憲法下では、国会の内閣に対するガバナンスは強化されたが、政府(国会・内閣)に対する国民のガバナンスは弱いとの指摘をした。しかし、実感としては、むしろ、内閣と与党の間ガバナンスは弱くなっているが、世論調査等を通じて国民と内閣との結びつきが強くなっている。政府と国民との間のガバナンスが弱いとする点について、更に説明を伺いたい。

武山百合子君(自由)

< 両参考人に対して >

- ・我が国では、なぜ現在まで政策評価が行われてこなかったのか。
- ・我が国ではいまだ社会資本整備が求められているが、地方において「箱モノ」を作った後の維持・運営・管理に無駄な出費がなされていることについて、納税者にはその実態が分からない

のが実情である。米国の州で「箱モノ」を作った際の政策評価は、どのようになされているか。

山口富男君(共産)

< 窪田参考人に対して >

- ・窪田参考人は、地方政治において政策評価が機能していることはまれであるとする。地方におけるオンブズマン制度は意味があると思うが、参考人はどのように評価しているのか。

< 桜内参考人に対して >

- ・参考人は、政府と国民との関係を英米法の信託概念で説明したが、英米法の信託概念は、大陸法のそれとは違うのか。
- ・参考人の言う「時間軸上の資源配分」の時間軸の幅は、どのくらいのものと考えているのか。
- ・我が国は、明治憲法の財政システムの下で、1945年に財政上破綻したが、これは、制度上の問題であるのか、あるいは、戦争という特殊事情による問題であるのか。
- ・戦後、国債発行に厳格な条件が設けられたが、国も地方も現在の財政状況は大変厳しいと認識している。国債の発行について、参考人はどのように考えるか。
- ・ヨーロッパ諸国や韓国では、納税者憲章がつけられている。日本でも、そのような納税者の権利を保障するものが必要であると考え、いかがか。

金子哲夫君(社民)

< 窪田参考人に対して >

- ・窪田参考人は、その論文において、政策評価は政策の現状分析及びそれに基づく政策改善のための提言に際しての補助ツールとして用いるべきであると述べているが、国民は具体的政策への評価を求めていることを踏まえれば、政策の実施・決定に影響を与える評価を行うことのできる機関を設置すべきと考えるが、いかがか。また、そのような機関の構成はどのようなものであるべきと考えるか。
- ・現在、市民による政策評価はどの程度進んでいるのか。

< 桜内参考人に対して >

- ・桜内参考人は、先程の質疑応答の中で、参議院改革の一環として、そのメンバーに首相経験者等を充てるとの案を示したが、参議院を「将来世代の代弁者」として位置付けるのであれば、選挙を通じた国民の代表者で構成すべきと考えるが、いかがか。

井上喜一君(保守新党)

< 窪田参考人に対して >

- ・監査の機能を担う機関については、(a)中立のものとして独立機関とする、(b)内閣に置く、(c)国会に置くの三つの案が考えられるが、いずれが最も効率的であると考え、また、その理由は何か。

< 桜内参考人に対して >

- ・欧州各国における監査の制度は、どのようなものか。
- ・桜内参考人は、「時間軸上の資源配分」という観点が重要であると述べたが、現役世代と将来世代とをつなげる制度を考えるに当たっては、最低限、どのようなことをしなければならないか。

**伊藤 公介君（自民）**

< 両参考人に対して >

- ・従来、国会による行政の統制は、予算の議決、立法等を通じた事前統制に傾斜しており、決算の審議等を通じた事後統制を軽視しがちなものとなっていた。事後統制を将来の政策決定・実施に対する事前統制に活かしていくためには、現行制度を見直しその運用の改善を図るべきか、あるいは、事後統制を担う機関を国会の附属機関として創設すべきか。
- ・米国議会の附属機関として設置されている議会予算局の役割は、どのようなものか。

**島 聡君（民主）**

< 両参考人に対して >

- ・会計検査院法 20 条では、会計検査院が、正確性及び合規性の観点からの検査のほか、経済性、効率性及び有効性の観点からの検査を行う旨規定されている。各種公団及び事業団についても、会計検査院は、経済性、効率性及び有効性の観点からの検査を行っているはずであるが、公団等の問題のある活動実態にかんがみれば、十分な検査が行われているとは思えない。この点について、参考人は、どのように考えるか。

< 桜内参考人に対して >

- ・現役世代とともに将来世代の利益を図る財政システムを構築するためには、どのような立法措置が必要であると考えるか。

**福井 照君（自民）**

< 桜内参考人に対して >

- ・国家運営や政策立案に当たっては、目的や価値観によって「重みづけ」を変えるべきであると考え、いかがか。
- ・小学校建設のために補助金の交付を受けた場合において、その後小学校を老人ホームにするときには、同じ公的サービスであっても目的外使用に当たるため補助金を返還しなければならないなど、補助金適化法の硬直的な仕組みは、問題があると考え。これについて、どのように考えるか。
- ・複会計制度を導入することにより、「箱モノ」公共事業を行う場合等における土地に対する支援が行われることとなるか。

< 窪田参考人に対して >

- ・英国では、実際の政策選択を通じて、価値の優先順位を付けてきている。他方、日本では、「重みづけ」をすることについて逡巡する民族性が

ある。この日英の差異について、参考人はどのように考えるか。

## 質疑終了後の自由討議の概要（発言順）

**谷川 和穂君（自民）**

- ・日本においては、欧米に比べて地方自治体の赤字が顕著であるが、その最大の理由は、戦前の中央集権的な制度を維持し続けてきたことにある。現在、この中央集権の下、地方に対して多額の補助金が支出されており、この世界に類のない「補助金政治」のサイクルを断ち切り、納税者の視点で将来に何を求めるかを考えるのが、政策評価の果たす役割である。しかし、現行憲法の 83 条は、中央集権的な発想に拠っており、地方のみがしっかりとした評価を行っても十分とは言えない以上、今こそ憲法を見直す中で正しい評価制度を考えるべきときである。

**仙谷 由人 会長代理**

- ・政策を作るためには財政的な裏付けが必要であるのが原則であるが、与党も野党も、また、地方も、あまり財政的な要素を考えずにきた。しかし、税収の伸びない低成長期にあっては、新たに作るものには優先順位をつけ、不要なところはスクラップしていかなければ時代に合わない。スクラップ・アンド・ビルドに当たっては、ある種の総括が必要であり、総括の材料となる財政・会計上の数字が重要となってくる。米国会計検査院（GAO）や英国会計検査院（NAO）の果たす役割もこの総括のための数字を示すことにあり、この点については、憲法の見直しを含め、国会で議論すべき重要な課題である。

**古川 元久君（民主）**

- ・現在、我が国は、財政破綻がいつ起きてもおかしくないという状況に直面している。国家が疲弊する場合には、必ず財政破綻が生じるものである。この状況に対処するためには、従来 of 国家の統治システムと財政システムの双方を同時に見直すことが必要となる。また、新しい憲法のかたち、国の在り方を考えるに当たっても、従来の発想ではなく、新しい発想で、国民の信託を受けた、限りある資源を効率的かつ有効に活用するという観点から、新しい財政システムを考える必要がある。

**中山 太郎 会長**

- ・私が参議院議員であったころは、決算を2年分ほどまとめて審議するなど、一般に決算に対する関心が低かったように思う。しかし、現在、国民は税金の無駄遣いに対して敏感であり、国家財政についても非常に不安を持っている。そのため、将来の在り方としては、二院制の機能をいかに向上させるかが国民にとって重要であり、衆議院としても、参議院の機能をより活用する方法を考えるべきである。

## 杉浦正健小委員長

- ・政策評価は、国会の審議のために必要であり、各党においてもぜひ検討してもらいたいが、その際には、国会の事務局の在り方についても併せて検討する必要がある。

## 基本的人権の保障に関する調査小委員会(第4回)

〔テーマ〕基本的人権と公共の福祉(国家・共同体・家族・個人の関係の再構築の視点から)

参考人：小林正弥君  
(千葉大学法経学部助教授)

### 質疑者

葉梨 信行君(自民)	水島 広子君(民主)
太田 昭宏君(公明)	武山百合子君(自由)
春名 真章君(共産)	北川れん子君(社民)
山谷えり子君(保守新党)	平林 鴻三君(自民)
今野 東君(民主)	野田 毅君(自民)

### 小林正弥参考人の意見陳述の概要

#### 1. 公共哲学

- ・公共哲学とは、(a)何らかの意味における公共性の実現を希求する学問、(b)一般公衆にも理解可能で広く共有され、実際に影響を与える哲学、である。
- ・「国家・共同体・家族・個人の関係の再構築」は、公共哲学における最大の主題の一つである。私は、この主題について、リベラリズムが主張してきた公私二元論に対し、個人と国家の間の中間集団(家族、コミュニティ、NGO・NPO等)及び「国境を越えた公共性」が今後重要な役割を果たすと考える公共哲学の観点から意見を陳述する。

#### 2. コミュニタリアニズム(共同体主義)

- ・アメリカにおけるリベラル・コミュニティニズム論争において、ロールズが『正義論』で「権利正」を中核とする正義の二原理を提唱し、リベラリズムを隆盛に導いたのに対し、サンデルはコミュニティニズムの立場から、ロールズの理論を「遊離した自己」と批判し、自己は特定のコミュニティ・文化伝統の中で存在し、その中で自らのアイデンティティーや人格が形成されること及び公的領域で「善」に関わる価値判断を回避できないことを主張した。
- ・共産主義・社会主義の崩壊後に隆盛したリバタリアニズム(市場原理主義)や権利論中心の利己主義的な個人主義は、貧富の格差、市場の失敗、モラルの衰退、人間関係の希薄化などをもたらした。これに対し、コミュニティニズムは倫理性と共同性の必要性を主張し、その母体をコミュニティに求めた。しかし、これは、

伝統的な古い共同体に戻ることを主張する「社会的保守主義」とは異なるものであることに注意する必要がある。

- ・コミュニティニズムは、既存の社会民主主義・福祉国家論に代わるものとして、クリントン政権、ブレア政権などに影響を与えた。
  - ・コミュニティニズムは、自由主義思想を極端に急進化させたリベラリズムに反対し、自由主義の伝統を踏まえつつも、共同性・倫理性を復興して思想的均衡を保とうとする思想である。
3. 憲法と権利・責任
- ・コミュニティニズムの主張は、責任や義務の観念の必要性は主張しても、その過度の法制化には反対する。この意味において、コミュニティニズムの主張は、法家に比して儒教に近いものがある。
  - ・リベラル・コミュニティニズム論争におけるコミュニティニズムの主張も、18世紀の自由主義的政治原理における自然権の観念に基づき国家権力の制限を基礎とする近代憲法を前提とする点は、リベラリズムと発想を共有するため、義務条項の付加といった憲法改正を主張しているわけではない。
4. 日本国憲法の基本的人権と「公共の福祉」
- コミュニティニズム的観点から
- ・コミュニティニズム的公共哲学は、家族やコミュニティの重要性を主張し、道徳の領域を基礎としつつ政治的浄化を唱える点で、道徳と政治の双方に関係する。これを発展させれば思想的・理論的には、理想的憲法典を構想する立憲論も可能であるが、そのためには全憲法構造にわたる全面的改革論が必要であり、現時点では時機尚早である。
  - ・日本国憲法は、自由主義的に解釈されるのが通説だが、現行憲法の「公共の福祉」の概念やマッカーサー草案で明記されていた概念、また帝国議会の審議での「公共の福祉」に係る政府答弁といったものから、日本国憲法がコミュニティニズム的な要素を持っていることが分かる。
  - ・憲法12条・13条等に規定された「公共の福祉」を道徳的・倫理的に解釈すると、日本国憲法は、コミュニティニズム的観点からはアメリカ憲法よりも優れたものといえることができる。
  - ・また、「公共の福祉」を「国家における福祉」のみならず各種中間団体における福祉にも適用することで、コミュニティの再活性化という課題に対応する憲法解釈が可能になる。
5. 公共哲学の憲法論への含意
- ・コミュニティニズムの観点から日本国憲法の人権を論じる場合、アメリカにおけるコミュニティニズムが憲法改正を主張しておらず、また、日本国憲法が「公共の福祉」を明確に規定していることから、直ちに憲法改正の必要性は導かれない。
  - ・しかも、コミュニティニズムの観点から日本

国憲法の解釈を試みることは可能かつ有意義であり、これまでリベラリズムの解釈では軽視されていた責任や公共性などを現行憲法の（ほとんど死文化していた）文言そのものから導くことができる。また、公共哲学で重視されている公的幸福の追求、国家の相対性、地球的視座など新時代に要請される事項についても、日本国憲法の中に読み込むことができる。

- ・「国家・共同体・家族・個人の関係の再構築」のためには、憲法改正ではなく、憲法に内在する潜在的意義を最大限引き出し、これを具体化・活性化させることが重要である。

### 小林正弥参考人に対する質疑の概要

#### 葉梨信行君（自民）

- ・最近、新聞で「都市問題」に関する建築評論家や大阪市長等のコメントが取り上げられ、「まちづくり」に対するさまざまな評価がなされている。また、昨年12月にも、国立マンション訴訟東京地裁判決において「景観を守ることは、土地所有権の内部に含まれる義務である」というような判断が下され、ドイツに類似した考え方が示された。私は、日本の憲法にも「美しい都市をつくる権利」を創設すべきと考えるが、いかがか。
- ・21世紀の日本の在り方として、憲法に「環境権」を明記することを提案する。

#### 水島広子君（民主）

- ・コミュニタリアニズムとは、自分たちが暮らす社会をよりよくしていこうというような広い意味での幸福を追求するものと考えてよいか。
- ・コミュニタリアニズムにおける「伝統」の位置付けをご教示いただきたい。また、その「伝統」とは、現在生きている人々を圧迫するものではなく、その社会で暮らしてきた人々が自発的に作り出したルールのようなものと考えてよいか。
- ・参考人は、「道徳」をどのように定義しているか。また、それは具体的なレベルではどのようなものか。そして、その「道徳」は、それを守っていれば大多数の個人が幸福になるようなものか、あるいは、ある人にとっては苦痛を伴うようなものなのか。
- ・私は選択的夫婦別姓制度を推進する立場だが、それは「道徳的ではない」という反論を受けることが多い。しかし、「道徳」とは、地域においてルールを守って生活していくというようなものであり、どのような姓を名乗るかとは別の問題だと思うが、参考人の意見を伺いたい。
- ・自分は、旧来の道徳を脱して、自分たちで新しいモラルをつくっていくという積極的に参加する形の道徳（モラル）に共感するが、参考人は、どのように考えるか。
- ・コミュニタリアニズムは、国家から押しつけられる「公」ではなく、積極的な公共の精神を求

めるものとするが、これを教育に応用するとどのような理解になるか、ご教示願いたい。

- ・参考人は、「社会的保守主義は価値の法制化を図ろうとするが、逆効果や歪んだ効果を招く」と指摘したが、「歪んだ効果」の具体例を挙げていただきたい。
- ・価値を法制化するのではなく、今できることの可能性を追求し、それを通じてモラルの向上を図ることが重要なものであり、そのために必要であれば具体的な措置に関する立法を行うという理解でよいか。

#### 太田昭宏君（公明）

- ・私は憲法改正論議に当たり、日本国憲法の底流には欧米の価値観があるが、その価値観を見直していくべきではないかという議論が主流となっていると考える。「国家・共同体・家族・個人の再構築」を考えるに当たり、仏教の輪廻転生のような考え方や、「自然との共生・人と人の間に人間は生きる」という和辻哲郎の『人間の学としての倫理学』に示されるような人間観などの価値観は、直ちに憲法改正論議に結びつくものではなく、現行憲法の枠の中で成り立つ考え方といえるのではないか。
- ・私は、教育基本法の改正論議の中で議論されている「国を愛する心」と「郷土を愛する心（パトリ）」は、それぞれ異なるものと考えているが、参考人はどのように考えるか。
- ・20世紀の国家論において、「Nation」と「State」は一致して理解されてきたが、私は、21世紀においては「民族的」という意味での「Nation」と「国家的」という意味での「State」は分離してくると考えるが、参考人はどのように考えるか。
- ・私は、「公」と「個」という対立において、「個」として扱われなければならない「家族」や「個人」が「私」に成り下がっていることが現在の日本の問題であると考えているが、参考人は、その要因はどこにあると考えるか。
- ・家族という存在が崩れてきている今日、家族や共同体を再構築するために安易に国家の求心力が求められる傾向にあると考えるが、その代わりになる求心力はどのように作り上げていけばよいか。

#### 武山百合子君（自由）

- ・「個」と「公」については、現在、歴史的・文化的・倫理的に大きな変革期にある。今後、「個」と「公」を考えるに当たり、公共哲学はどのような機軸を提示するのか。
- ・日本は、アメリカのような多元国家とは異なり、歴史や文化といった共通の土壌を有していると思うが、いかがか。
- ・今日の日本においては、伝統や文化が失われたり、市民の迷惑を顧みない「まちづくり」がなされており、「公共の福祉」よりも、「市場経済」

を優先しているように思われるが、参考人はどのようにすれば現状を変えられると考えるか、ご教示いただきたい。

- ・ヨーロッパの「公共の福祉」と日本の「公共の福祉」は、具体的にどのように違うのか。

### 春 名 真 章君（共産）

- ・憲法学界が、これまで「公共の福祉」を人権間の調整原理として限定的に解釈してきた理由として、(a)明治憲法下では、法律の留保が存在したこと、(b)戦後も、国家による人権侵害が散見され、「公共の福祉」が国家の都合で解釈されてきたことの二点が考えられる。(b)の典型例として、有事法制において、「公共の福祉」論の悪用ともとれる人権の制限が企図されていることが挙げられるが、そのような現在の政治状況に対する参考人の認識を伺いたい。また、そのような状況を克服するためにコミュニタリアニズムの立場から考えられる回答は、どのようなものか。
- ・家庭崩壊等の社会問題を解決するために、憲法に家族を保護する規定を設けるべきであるとする主張があるが、そういった主張をする者が、実際には、長時間労働の解消等の家族生活を守るための政策の実現のための立法には無頓着であるという現状がある。また、そういった主張をする者には、戦前の「家」制度への回帰の意図があるように思える。コミュニタリアニズムは、こうした潮流とは相容れないものと考えますが、このような家族観に対する参考人の考えはどのようなものか。また、このような潮流に対抗する際にコミュニタリアニズムが用意する回答は、どのようなものか。
- ・参考人らが出したイラク戦争に対する非戦声明では、「前文の平和的生存権や 9 条の非戦の精神が地球的な平和公共哲学として世界に広がり、21 世紀における命の平和文明の礎となることを念願する」と述べられているが、この部分について、詳しく説明していただきたい。

### 北 川 れ ん 子君（社民）

- ・参考人は、コミュニタリアニズムは社会的保守主義とは異なり「下から・民衆からの公共性の形成」の視点を有しているとするが、このような観点から見た場合の日本の現状に対する認識は、どのようなものか。
- ・コミュニタリアニズムの立場は、個人対国家の二項対立ではなく、その間に中間集団として家族、共同体、NGO・NPO 等を考えるとのことだが、それらの中間集団は、個人を保護するものとなるのか。
- ・コミュニタリアニズムの立場からは、国家の解体までは主張していないとのことだが、ゆくゆくは、中間集団が国家と対等の地位になることを想定しているのか。また、そのような状況になった場合のコミュニタリアニズムが目指す理

想的な憲法を、多くの国は、共有することができるのか。

- ・「道徳」と「法・憲法」との間には境界がなく、「道徳」が「法・憲法」に入り込むと理解してよいか。また、「道徳」が「法・憲法」に入り込むとする考えは、近代憲法の通説的理解とは異なるものと考えているのか。さらに、「道徳」が「法・憲法」に入り込むと考えた場合、伝統、特に「風土」が問題となってくると考えるが、この点についての参考人の考えを伺いたい。
- ・私は、憲法とは、市民から統治権力を有する者への命令と捉えるが、参考人は、そのような一方の視点のみから捉えられるのではなく、それと同時に市民から統治権力への政治参加の視点からも捉えることができるものと考えているのか。

### 山 谷 え り 子君（保守新党）

- ・現在の日本に必要なキーワードは「つながり」であると考えますが、憲法前文に「われらとわれらの子孫のために」とあるように、現在と将来の縦軸の「つながり」しか書かれておらず、現在と過去との「つながり」については言及がない。これは問題であると考えますが、このような考えについての参考人の見解を伺いたい。
- ・昨年のサッカーのワールドカップや北朝鮮拉致被害者の帰還においては、日本国民・共同体が熱くなった。これは、社会的保守主義の立場から言われる国家主義などではないと考えるが、これらの出来事に関する参考人の見解を伺いたい。
- ・参考人は、「『法』よりも『道徳』を主張する点で、コミュニタリアニズムは儒教に近いのである」と指摘するが、儒教は、そもそも道徳と考えられるのか、それとも宗教に極めて近い宗教的情操心に支えられたものと考えられるのか。また、米大統領ブッシュの一般教書演説中に「『我々を超えたもの』によって、アメリカは強く、品位高くいられるのである」との文言があるが、この「我々を超えたもの」とは、ある種の宗教的情操心であって、道徳を超えたもの、あるいはそれより深いものであり、このような欧米の宗教観を取り入れなければならないのではないかと考えるが、いかがか。
- ・参考人は、コミュニタリアニズムの観点から「日本国憲法は世界に冠たる理想的憲法」としたが、そのような見解は、法の前提となる倫理、宗教的情操心や道徳心が崩壊している日本においては、仮想的なものに過ぎず、あまり役に立たない意見であると考えますが、いかがか。

### 平 林 鴻 三君（自民）

- ・共同体に着目して「公共の福祉」を考えた場合、共同体のありようは多元的であることから、それぞれの共同体の利害を調整して収斂させていくためには、今日の政治の在り方とは異なる考

え方が必要となるのではないか。

- ・政党政治の中では、政党は、共同体の主張を汲み上げ、また、「公共の福祉」の観点から調整を図っていくものとするが、コミュニタリアニズムの立場からは、政党政治の在り方としてどのような構想が描かれるのか。
- ・「公共の福祉」については、すべての政党が共通の基盤で考えるべきと思うが、現実には、「公共の福祉」の内容等については政党によって重点の置き方が異なっている。共同体に着目する考え方に立つ場合、「公共の福祉」への重点の置かれ方の違いはどうなるのか。また、その未来観はどうか。意見を伺いたい。

#### 今 野 東君（民主）

- ・コミュニタリアニズムとは、過剰な個人主義・統制主義をととも排除するものと理解させていただいた。昨今、教育現場における学級崩壊等の問題は行き過ぎた個人主義に原因があるとして、愛国心などの教育が必要であるといった議論がなされているが、これは、過剰な個人主義と統制主義との間のバランスを模索している状態と考えるが、いかがか。
- ・教育政策においては、コミュニタリアニズムは、どのように活かされるべきと考えるか。
- ・コミュニティとか公共性という言葉からは、国家による統制や介入を連想してしまう。私は、開かれた社会が構築されることを期待しており、そのためにも地球的規模の公共概念を構築することこそが重要であると考えているが、いかがか。

#### 野 田 毅君（自民）

- ・近代憲法の原点は、「国家」対「個」にあると考える。現行憲法は、戦前の反省から「個」に重点を置くこととなったが、その結果、国家による危機管理の概念が欠落してしまっている。この点について、参考人はどう考えるか。
- ・参考人は、コミュニタリアニズムの立場から「公」と「私」の利害の調整について「公共の福祉」による解決を主張しているが、その中身自体はどのように詰められるのか。また、「共同体意識」を醸成することだけで利害調整は可能なのか。「公」と「私」との対立ではない「民」と「民」との間の対立や「個」と「個」との間の対立等については、どのように調整するのか。
- ・コミュニタリアニズムの考え方によれば、「国家」は相対化していくとのことであったが、中東問題などにかんがみれば、当分の間、地球社会から「国家」はなくなると考えられる。憲法を再検討するに当たっては、この「国家」と「共同体」や「個」との間をどのように調整すべきかという視点が必要ではないか。
- ・「公共の福祉」を優先する立場からマスコミを規制すべきでないという考え方が存するが、私は、弱い立場にある「個」を強い立場にあるマスコミが人権を侵害するようなことまでも許すべき

ではないと考えるが、いかがか。

### 今 後 の 開 会 予 定

日付	開会時刻	会議の内容
H15 6.9 (月)	午後 1:00	第8回地方公聴会(高松)
6.12 (木)	午前 9:00	憲法調査会 (派遣報告、小委員長からの報告聴取及び自由討議)

諸般の事情により変更される可能性があります。

### 意見窓口「憲法のひろば」

平成12年2月より、憲法について広く国民の声を聴くため、意見窓口「憲法のひろば」を設けております。

#### これまでに寄せられた意見の総数及びその内訳

- ・受付意見総数：2123件(6/6現在)
- ・媒体別内訳

葉書	1309	封書	413
FAX	242	E-mail	159

- ・分野別内訳

前文	126	天皇	78
戦争放棄	1459	権利・義務	56
国会	34	内閣	34
司法	10	財政	12
地方自治	10	改正規定	15
最高法規	8	その他	1298

- ・中間報告書に関する意見：8件  
複数の分野にわたる意見もございますので、分野別内訳の総数は、受付総数とは一致しません。

#### 【意見窓口「憲法のひろば」の宛先】

FAX 03-3581-5875  
E-mail kenpou@shugiin.go.jp  
郵便 〒100-8960 千代田区永田町1-7-1  
衆議院憲法調査会「憲法のひろば」係  
いずれのご意見も、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記して下さい。

このニュースは、衆議院憲法調査会における議論の概要等を、簡潔かつ迅速にお知らせするために、憲法調査会事務局の責任において要約・編集し、原則として、開会の翌日に発行しているものです。

正確かつ詳細な議論の内容については、会議録をご参照ください。

#### 〈衆議院会議録議事情報〉

[http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index\\_kaigiroku.htm](http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_kaigiroku.htm)

#### 〈国立国会図書館〉

<http://kokkai.ndl.go.jp/>